

室ガスの電気をご契約するにあたって

ご了承ください事項

(重要事項説明書)

- ・本書面は、室ガスの電気をご契約いただく際に注意が必要な重要事項についてご説明するものです。
- ・下記の内容をご確認いただき、十分にご理解のうえ、お申し込みください。
- ・なお、契約のより詳しい内容につきましては室蘭ガス株式会社（以下、「当社」といいます。）の Web サイト等にて約款・規程をご確認ください。

1. 小売電気事業者について

- ・当社は北海道ガス株式会社（小売電気事業者登録番号 A0039）と取次委託契約を締結し、北海道ガス株式会社が供給する電気を販売いたしますが、契約の媒介業務については委託先の事業者（契約媒介事業者）が行う場合があります。

2. ご契約のお申し込み方法

- ・お電話・申込書よりお申し込みいただけます。

3. 電気の切替予定日

- ・原則として以下の通りとなります。具体的な日付については、別途郵送する「電気契約のお知らせ」にてご案内いたします。
- ① 他的小売電気事業者からの切替による契約：別途ご指定がある場合を除き、お申し込みを受け当社が切替手続きを開始してから、およそ1か月後の当社指定の日に切り替えます。
- ② 転居等による新規契約：入居時などのご希望日から供給いたします。
※供給開始手続きの状況により、初回の電気料金のご請求が遅れることや複数月分まとめてご請求となることがあります。

4. 電気料金について

- ・電気料金は別表の料金表に基づいて計算いたします。
- ・電気料金は、お客さまが契約する電気契約種別の基本料金、電力量料金（燃料費調整および離島ユニバーサルサービス調整※¹によって算定された調整額を含みます）、および再生可能エネルギー発電促進賦課金※²の合計とします。
- ・燃料費調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当社のホームページ等でお知らせします。

※1 燃料費調整および離島ユニバーサルサービス調整

・燃料費調整および離島ユニバーサルサービス調整とは、為替レートや原油価格など外的な要因による輸入燃料価格の変動に応じて調整を行う「燃料費調整」と、離島供給に係る火力燃料費の変動に応じて調整を行う「離島ユニバーサルサービス調整」とをあわせて毎月の電気料金に反映させるしくみです。

・燃料費調整は、原油、LNG、石炭それぞれの3か月間の貿易統計価格をもとに平均燃料価格を算定し、調整の基準となる燃料価格を上回る場合はプラス調整（上限はありません。）を、下回る場合はマイナス調整を行いません。

・離島ユニバーサルサービス調整は、原油の3か月間の貿易統計価格をもとに離島平均燃料価格を算定し、調整の基準となる離島燃料価格を上回る場合はプラス調整（上限があります。）を、下回る場合はマイナス調整を行いません。

・燃料費調整単価の推移や燃料費調整の詳細については、当社の WEB サイトをご確認ください。

※2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

・経済産業大臣が定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に1か月の使用電力量を乗じて算定します。

5. 契約電流（契約アンペア）・契約容量・契約電力について

・契約電流（契約アンペア）、契約容量についてはお客さまのお申し出により決定します。契約電力についてはお客さまのお申し出により決定する場合と、お客さまのご使用実績をもとに決定する場合（実量制※）があります。従前の内容から変更する場合は工事等が必要になる場合があります。

※実量制…各月の契約電力を、その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする決定方法です。

6. 附帯割引メニュー

- ・お客さまからの申込みにより、**むろでん得得プラス(従量電灯 B)**、**むろでん得得プラス(従量電灯 C)**※1 に対して適用する附帯割引メニューです。複数の割引条件を満たす場合には、最も割引率の高い附帯割引を適用します。
- ・割引条件に関する事項について変更があった場合、当社までお申し出ください。

附帯割引 ※2		割引条件
給湯・暖房・融雪割	1%	家庭用として給湯能力 10 号以上（単体で）のガス給湯器、鉄管（ねじ）接続によるガス暖房機器、ガスロードヒーティングのいずれかを使用している。
給湯+暖房割	2%	家庭用としてガスセントラルヒーティングシステム（エコジョーズ含む）または給湯能力 10 号以上（単体で）のガス給湯器+鉄管（ねじ）接続によるガス暖房機器またはガス空調機器を使用している。
マイホーム発電割	3%	家庭用としてエネファーム、コレモ、エコウィルのいずれかを使用している。
業務用給湯・暖房・融雪割	4%	業務用として給湯能力 10 号以上（単体で）のガス給湯器やガス温水ボイラー、鉄管（ねじ）接続によるガス暖房機器またはガスロードヒーティングを使用している。
業務用空調割	5%	業務用としてガス冷暖房機器（GHP・吸収式冷温水器）を使用している。
業務用 C G S 割	6%	業務用として定格発電出力 3 キロワット以上のガスコージェネレーションシステム（単体で）を使用している。

※1 むろでん得得（従量電灯 B）、むろでん得得（従量電灯 C）、むろでん得得（低圧電力）に附帯割引の適用はありません。

※2 燃料費調整額および離島ユニバーサルを除いた電力量料金総額から割引いたします。

7. 使用量の検針と料金計算について

- 一般送配電事業者から月 1 回検針データを受領し、その検針データに基づいて 1 か月の料金を計算いたします。当社で検針を行わないため、**検針時に電気の検針票は投函いたしません**。電気料金・ご使用量については、ガスの検針票または郵送にてお知らせいたします。なお、前月検針日から当月検針日の前日までの期間を 1 か月として計算いたします。
- 解約の場合も、解約後に一般送配電事業者から受領する検針データに基づき、料金を計算いたします。その場合において前回検針日から解約日の前日までを算定期間とし、基本料金については 1 か月分を申し受けます。使用量については解約日までの使用量で計算いたします。
- ご契約後の初回検針分については基本料金を申し受けません。ただし、他社からの切替

による契約の場合で、お客さまが電気の切替予定日を一般送配電事業者が行う月 1 回の検針日と同日にすることを希望した場合は除きます。

8. 電気料金のお支払方法

- 原則として、**口座振替又はクレジット決済**によりお支払いいただきます。口座やクレジットカードの登録が完了するまでの間については払込請求書でお支払いいただく場合があります。口座やクレジットカード登録を頂いていないお客さまは、手続きをお願いいたします。

9. 払込書発行手数料

- 料金を払込みの方法でお支払いいただく場合、**1 契約につき 330 円の払込書発行手数料**をお客さまにご負担いただきます。払込書発行手数料は料金算定期間における料金に加算して申し受けます。ただし、新たに電気使用を申込み、料金を払込みでお支払以外の場合は、開始後 1 か月分の料金請求時に限り、払込書発行手数料は、請求いたしません。

10. 工事負担金について

- お客さまが新たに電気を使用される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づいて当社が工事費の負担を求められる場合は、お客さまにその負担金をお支払いいただきます。

11. 供給電圧と周波数

- 供給電圧は 100 ボルトまたは 200 ボルト、周波数は 50 ヘルツとなります。（一般送配電事業者と同じ供給電圧・周波数となります。）

12. 契約申し込みの承諾について

- 当社は以下の場合、契約のお申し込みを承諾しないことがあります。
 - ①最低利用期間経過前に解約することが明らかな場合。
 - ②最低利用期間経過前に解約し、解約から 1 年経過せずに再度申し込みを行った場合。（転居による場合を除く。）
 - ③ガス料金や電気料金等、当社へお客さまが支払うべき料金を、支払期限日を過ぎてもお支払いいただけていない、または支払期限日を過ぎてからお支払いいただいた場合。
 - ④料金のお支払方法に口座振替、クレジット決済をご了承いただけない場合。
 - ⑤お客さまが過去に当社の約款に違反していた場合。
 - ⑥法令、電力の需給状況、供給設備の状況等によりやむを得ない場合。
 - ⑦申込日より過去の供給開始日を指定して契約を申し込んだ場合

13. 最低利用期間について

- ・最低利用期間は、料金適用開始日から、同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日といたします。

14. お客さまが契約変更を希望する場合

- ・契約内容の変更は、**変更の手続きが整った日以降の検針日**から適用となります。

15. 転居等により契約の解約を行う場合

- ・転居等により契約を解約する場合は、電気使用終了日をあらかじめ当社までお申し出ください。

16. 小売電気事業者の切替による解約の場合

- ・お客さまが切り替えを希望する小売電気事業者へ 契約の申し込みを行ってください。当社はその小売電気事業者から連絡を受けてお客さまとの契約を解約いたします。

17. 契約の解約による違約金

- ・解約による違約金は原則として発生いたしません。ただし、お客さまが電気設備を新しく設置または変更していた場合に、その電気設備の撤去または変更を伴う解約を行うときで、設備を新しく設置した日または変更した日から1年を経過していなければ違約金や工事負担金を請求する場合があります。

18. 当社が契約の変更を行う場合について

- ・一般送配電事業者における託送供給等約款が変更になった場合や、法令等の改正があった場合、また当社の電気料金の改定を行う場合などに、当社の約款を変更することがあります。その場合、お客さまとの契約は変更後の約款によるものとなります。
- ・約款を変更する場合は、**変更実施日の1か月前**までに当社のホームページや郵送物等でご案内いたします。変更の内容に承諾できない場合、**変更実施日の15日前**までにお申し出いただくことで解約することができます。解約のお申し出がなかった場合には、変更内容を承諾したものといたします。

19. 当社が契約を終了させる場合について

- ・当社は以下の場合、契約の解約を行う場合があります。なお、解約を行う場合には、解約する日の15日前までに予告いたします。
 - ①ガス料金や電気料金等、当社へお客さまが支払うべき料金を、支払期限日を過ぎてもお支払いいただけていない場合。
 - ②電力供給開始後3か月経過しても口座振替又はクレジット決済による支払方法となっていない場合。
 - ③お客さまが当社の約款に違反した場合。
- ・また、お客さまが当社へ解約のお申し出をすることなく転居された等、明らかに電気の使用をされていないと当社が判断した場合は、当社はその日に解約があったものとみなし、契約を終了させる場合があります。

20. 電気のご使用の制限について

- ・電気料金メニューには使用用途が定められております。電灯用メニューを契約している場合は、電灯用として電気をご使用くださ

い。また動力用メニューを契約している場合は動力用として電気をご使用ください。

21. 供給設備の施設等に関する事項

- ・当社または一般送配電事業者が、供給設備の工事等に用地の確保が必要となった場合は協力していただきます。

22. 給電指令の実施または制限・中止に関する事項

- ・当社または一般送配電事業者の供給設備の故障・点検・修繕・変更・その他工事上やむを得ない場合、または需給上・保安上必要がある場合等に、電気の使用制限・中止へ協力していただきます。

23. 需要場所への立入りに関する事項

- ・当社または一般送配電事業者および一般送配電事業者が委託した登録調査機関（以下、「登録調査機関」といいます。）が必要とする場合に、お客さまの承諾を得て、お客さまの土地・建物へ立ち入る場合があります。（設備の改修や検査、保安上の措置、計量値の確認、供給開始・廃止、法令による調査等）

24. 電力品質維持に関する協力

- ・お客さまの電気の使用が、負荷の特性等により他者の電気の使用を妨害している、または妨害する恐れがある場合に、必要な調整装置等の施設に協力していただきます。

25. 調査に対するお客さまの協力

- ・当社または一般送配電事業者および登録調査機関は法令によりお客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査することがあります。調査等の際に、電気工作物の配線図が必要な場合はお客さまに提示していただきます。
- ・また、お客さまが電気工作物の変更工事を行った場合は、当社または一般送配電事業者もしくは登録調査機関へ連絡していただきます。

26. 保安に対するお客さまの協力

- ・お客さまの電気工作物に異常や故障等が生じた・生じるおそれがある場合等、その旨を当社および一般送配電事業者へ連絡していただきます。

27. 小売電気事業者切替時の注意点

- ・お客さまが現在の電気契約を解約することで、不利益を被ることがあります。現在契約している事業者に以下のような不利益事項がないかどうか確認ください。
- ・解約違約金、解約後の再契約不可、ポイントの失効、継続利用期間の初期化、過去電力量の照会不可等。

＜お問い合わせ先＞

契約の確認・変更・解約・その他お問い合わせ等につきましては、下記連絡先までお問い合わせください。

室蘭ガス株式会社

電話 0143-44-3156(平日 9:00～17:00)

別表

以下に記載する全ての料金メニューは、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額が使用量に応じて加算(減算)されます。

なお、使用量が認められない場合も、1 か月分の基本料金を申し受けます。

むろでん得得プラス(従量電灯B)料金(税込)

【室蘭ガスのガスをご利用のお客さまに適用される料金】

アンペア区分	基本料金(税込) (1 か月あたり)
10A	418.00 円
15A	627.00 円
20A	836.00 円
30A	1,254.00 円
40A	1,672.00 円
50A	2,090.00 円
60A	2,508.00 円

使用量区分	料金単価(税込) (1kWh あたり)
最初の 120kWh まで	34.27 円
120kWh を超え 280kWh まで	40.31 円
280kWh を超える分	43.88 円

むろでん得得(従量電灯B)料金(税込)

【室蘭市・登別市・伊達市であればどなたでもご利用いただける料金】

アンペア区分	基本料金(税込) (1 か月あたり)
10A	418.00 円
15A	627.00 円
20A	836.00 円
30A	1,254.00 円
40A	1,672.00 円
50A	2,090.00 円
60A	2,508.00 円

使用量区分	料金単価(税込) (1kWh あたり)
最初の 120kWh まで	34.62 円
120kWh を超え 280kWh まで	40.72 円
280kWh を超える分	44.33 円

むろでん得得プラス(従量電灯C)料金(税込)

【室蘭ガスのガスをご利用のお客さまに適用される料金】

基本料金(税込)(1 か月あたり)	
1kVA につき	418.00 円

使用量区分	料金単価(税込) (1kWh あたり)
最初の 120kWh まで	34.27 円
120kWh を超え 280kWh まで	39.47 円
280kWh を超える分	42.06 円

むろでん得得(従量電灯C)料金(税込)

【室蘭市・登別市・伊達市であればどなたでもご利用いただける料金】

基本料金(税込)(1 か月あたり)	
1kVA につき	418.00 円

使用量区分	料金単価(税込) (1kWh あたり)
最初の 120kWh まで	34.62 円
120kWh を超え 280kWh まで	39.89 円
280kWh を超える分	42.51 円

むろでん得得(低圧電力)料金(税込)

【室蘭市・登別市・伊達市であればどなたでもご利用いただける料金】

基本料金(税込)(1 か月あたり)	
1kW につき	1,073.92 円

使用量区分	基本料金(税込) (1kWh あたり)
1kWh につき	32.42 円

(2025.12)